

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 顔と心と体研究会（以下「当法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類)

第2条 当法人が受領する寄附金の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が使途の特定をせずに寄附した寄附金
- (2) 特定寄附金 寄附者が寄附の申込みにあたり、あらかじめ使途を特定した寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

3 定款第7条第2項に定める贊助会員の贊助会費は、第1項第(1)号に定める一般寄附金とする。

(寄附金の募集)

第3条 当法人は、常時寄附金を募ることができる。

(寄附金の使途)

第4条 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用するものとする。

2 特定寄附金は、全額を寄附者の特定した使途に使用するものとする。

(受領の制限)

第5条 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当法人は、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 寄附者による寄附若しくは当法人による寄附の受領が、法令若しくは定款の規定に抵触するか、又は社会通念上不適当と認められる場合
- (2) 寄附の受領により当法人の業務に支障が生じると認められる場合
- (3) 第2条第1項第(2)号の特定寄附金について、その使途が定款第3条の目的の達成に資するものでないと認められる場合

(受領書の送付)

第6条 寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、当法人の公益目的事業に関する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第7条 当法人が受領する寄附金については、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第8条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成24年4月17日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、この法人が公益社団法人として認定を受けた日から施行する。
- 2 この規程の改正は、平成26年10月2日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、平成29年5月23日から施行する。